

佐渡島 MaaS 検討会設置要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、佐渡島 MaaS 検討会（以下「検討会」という。）の設置及び所掌事務を定めるとともに、その所掌事務を遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 佐渡市地域公共交通活性化協議会設置要綱第9条の規定に基づいて、同条の専門部会及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第36条の4第1項に規定する新モビリティサービス協議会として、佐渡島 MaaS 検討会を設置する。

（所掌事務）

第3条 検討会は、島民の移動手段及び旅行者の回遊性向上のための二次交通を確保することにより島民の生活水準及び旅行者の利便性向上を図るため、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第36条の2第1項に規定する新モビリティサービス事業計画（以下「事業計画」という。）の作成及び変更に関すること。
- (2) 事業計画の実施及びその評価に関すること。
- (3) 新モビリティサービスに関する実証及びその評価に関すること。
- (4) 新モビリティサービスに関する社会実装に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、検討会が必要と認めること。

（組織）

第4条 検討会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員長は、佐渡市観光振興部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、委員長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

5 委員は再任することができる。

(委員長)

第5条 委員長は検討会を総括する。

(会議)

第6条 検討会の開催は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるとき、委員以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

(代理出席)

第7条 委員は、やむを得ない事情により検討会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。

3 第1項の代理者は、委員とみなす。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、別表に掲げる事務局で行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年5月23日から施行する。

2 最初に開かれる検討会は、第6条第1項の規定にかかわらず、佐渡市地域公共交通活性化協議会が招集する。

別表（第4条関係）

佐渡市観光振興部長
佐渡市総務部デジタル政策主幹
国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課長
国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官
新潟県交通政策局交通政策課長
新潟県佐渡地域振興局地域整備部長
佐渡警察署長
佐渡観光交流機構専務理事
佐渡汽船株式会社本社統括課長
新潟交通佐渡株式会社代表取締役
佐渡地区ハイヤー協会会長
新モビリティサービス事業者
地域公共交通の利用者
学識経験者

別表（第8条関係）

佐渡市観光振興部交通政策課

※検討内容等に応じて、各行政機関内の関係部署も参画する。